

地域密着型通所介護 重要事項説明書

1. 地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	あいケア株式会社
代表者氏名	川西 則子
所在地	大阪市港区市岡2-1-31
法人設立年月日	平成22年5月10日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あいケアデイサービス
介護保険指定 事業所番号	2770401418
事業所所在地	大阪市港区市岡2-1-1
連絡先	06-7504-5501
事業の実施地域	大阪市港区・西区・大正区
利用定員	午前 8名 午後 8名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	あいケア株式会社が設置するあいケアデイサービス（以下「事業所」という）において実施する指定地域密着型通所介護の適正な運用を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が要介護状態の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日・祝日 (12月29日～1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:30

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日・祝日
サービス提供時間	1単位目 午前8:30～午後12:00 2単位目 午後13:00～午後16:30

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 新江 志保
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 地域密着型通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。 	常勤 1名
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常勤 1名
看護師・ 准看護師	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常勤 名 非常勤 名
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 	常勤 2名以上 非常勤 3名以上
機能訓練 指導員	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 	常勤 1名 非常勤 名
管理栄養士	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄養改善サービスを行います。 	常勤 名 非常勤 名
歯科衛生士・ 言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> 1 口腔機能向上サービスを行います。 	常勤 名 非常勤 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活のお手伝い	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- 2 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり。
- 3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- 4 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむおでない場合を除く。）
- 5 その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担（介護保険を適用する場合）について

	基本単位				利用者様 負担額 (3時間以上4時間 未満の場合)	+加算 (下記記 載)
	4時間以上 5時間未 満	3時間以上 4時間未 満	2時間以上 3時間未 満			
要介護1	436	416	305	× 算定額 10.72 (円)	446	
要介護2	501	478	351		512	
要介護3	566	540	396		579	
要介護4	629	600	440		643	
要介護5	695	663	487		711	

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなった場合には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮する場合には、通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた利用料となります。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌翌月）の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日につき利用料が940円（利用者負担94円）減額されます。
「同一建物」とは、事業所と構造上又は外形上、一体的な建物をいいます。
- ※ 居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道470円（利用者負担47円）減額されます。

	加算	単位数	利用者負担	算定回数等
要介護度による区分なし	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56	60円	1日につき
	入浴介助加算（Ⅰ）	40	43円	1回につき
	サービス提供体制加算（Ⅰ）	22	24	1回につき
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	161	月2回限度
	（Ⅱ）	160	172	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の12.7%に地域区分*を乗じた額	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）		

※ 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定します。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※ここに記載の単位数は、1割負担の方の単位数です。2割負担の方はこれらの数字に2を乗じた単位数、3割負担の方は3を乗じた単位数となります。

4 その他費用について

1 送迎費	利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 1 事業所から片道20キロメートル未満 0円 2 事業所から片道20キロメートル以上 600円
2 食事代	650円 小550円（1食当たり）
3 おむつ代	150円/1枚（尿取りパッド/50円） 運営規定に基づくもの

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。それに係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌日10日までに利用者へお渡しします。

お支払方法は、現金または銀行振り込みよりお選びいただけます。

事業者指定口座への振り込み

あいケア株式会社

大阪厚生信用金庫 港支店 普通 0225233

関西みらい銀行 九条支店 普通 0065210

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 新江 志保
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (5) 虐待の防止のための指針を作成します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いに努めるもの」とします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>2 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師・管理者への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故発生時の賠償については、万が一の事故発生に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入しております。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護事業者倍賞責任保障
補償の概要	対人倍賞・対物賠償・純粹経済損害賠償・初期対応費用など

*賠償責任につきましては、上記保険範囲内となります。（別紙参照）

12 心身の状況の把握

地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 地域密着型通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 所長 川西 則子 ）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。避難訓練実施時期：（毎年2回）

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 ハラスメントの禁止と施設内の秩序維持

- (1) 基本方針

当事業所は、全ての利用者様が安全かつ快適に過ごせる環境を提供するため、職員および他の利用者様に対するハラスメント行為を一切容認しません。

(2) 禁止行為

利用者およびその家族等（以下「利用者等」という）は、当事業所の施設内、および送迎中において以下の行為を行ってはならないものとします。

- ・ 職員または他の利用者に対する暴力・暴言・威嚇
- ・ 他の利用者への迷惑行為（一方的な宗教勧誘、政治活動、物品販売、金銭の貸借等）
- ・ ハラスメント言動（性的な嫌がらせ、特定の職員への付きまとい、差別的な発言等）
- ・ 業務妨害（過度な呼び出しによる介護業務の停滞、飲酒状態での来所、施設の備品の損壊等）
- ・ 送迎時の危険行為（運転中の職員への身体的接触、不当な経路変更の強要等）

(3) 発生時の対応

前項に該当する行為があった場合、当事業所は以下の措置を講じます。

- ・ 行為の制止、および別室への移動等の隔離措置
- ・ 当日のサービス利用の中止、および速やかな帰宅の要請
- ・ 以降の利用の受入れ拒否、または契約の解除

(4) 損害賠償

利用者等の行為により、施設設備や備品が損害を受けた場合、または職員や他の利用者が負傷した場合、当事業所は利用者等に対し損害賠償を請求できるものとします。

19 地域密着型通所介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 提供予定の地域密着型通所介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	提供時間帯	サービス内容			介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
		個別機能訓練(I)	送迎(区間外)	入浴			
		○		○	○	円	円
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額						円	円

- (2) その他の費用

1 送迎費の有無	(有・無の別を記載) サービス提供1回当たり… (円)
② 食事代	重要事項説明書4-②記載のとおりです。
③おむつ代	重要事項説明書4-③記載のとおりです。

- (3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

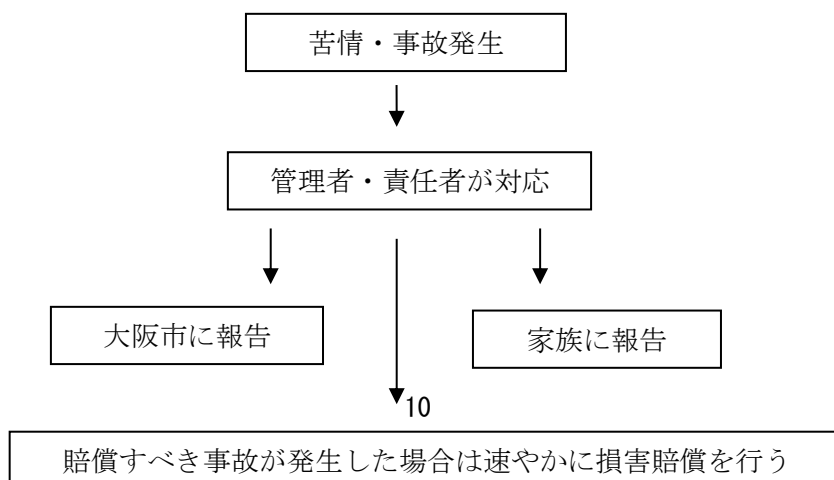
お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
- 1 提供した地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

《苦情・事故発生時の対応》



(2) 苦情申立の窓口

(事業者の窓口) あいケア株式会社 担当：川西則子	電話 06-6573-1015 受付時間 8：30～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 大阪市港区役所 介護保険課	大阪市港区市岡1丁目15番25号 電話番号 06-6576-9859 受付時間 9：00～17：30
【大阪市福祉局の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 （指定・指導グループ）	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話：06-6241-6310 FAX：06-6241-6608 受付時間：9：00～17：30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話：06-6949-5309 受付時間：9：00～17：30

21 その他

- (1) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- (2) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止する場合があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。
- (3) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に連絡してください。

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価は実施しておりません。

【この重要事項説明書の年月日】

令和 8年 月 日

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市港区市岡2 - 1 - 31-2F
	法人名	あいケア株式会社
	代表者名	川 西 則 子
事業所	所在地	大阪市港区市岡2 - 1 - 1
	事業所名	あいケアデイサービス
	説明者名	新江 志保

上記の内容について、事業所から説明を受け、十分理解しました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	

家族	住 所	
	氏 名	